

101 公益社団法人日本歯科医師会定款施行規則

(会員種別、資格)

第1条 定款第5条第1項第一号に規定する正会員の会員種別は就業形態等により別表1のとおりとする。

2 定款第5条第1項第二号に規定する準会員の会員種別は就業形態等により別表2のとおりとする。

(会員資格の取得時期)

第2条 会員資格の取得時期は、定款第6条第2項に規定する本会の理事会の承認を受けた後、次のとおりとする。

一 正会員及び都道府県歯科医師会に所属する準会員は、都道府県歯科医師会が入会申込書に記載した入会年月日とし、遡及するものとする。

二 前号以外の準会員（以下「直轄準会員」という。）は、本会が別途指定する方法により本会宛てに直接入会申込書を送付していることを前提として、本会が入会金及び会費を受領した日を入会年月日とし、遡及するものとする。ただし、別表2の第6種会員については入会申込書が本会に到着した日とし、遡及するものとする。

(入会申込書及び退会届)

第3条 定款第6条に規定する入会申込書及び定款第9条に規定する退会届の様式、並びに直轄準会員の本会への届出方法の詳細は本会が別途定める。

(住所と就業所とを異にする場合等)

第4条 定款第6条に規定する正会員の入会手続において、住所と就業所とが郡市区又は都道府県を異にする場合は、就業所のある郡市区歯科医師会の会員として手続をするものとする。

2 郡市区又は都道府県を異にして二以上の就業所を有する場合は、本人の選ぶ一の就業所のある郡市区歯科医師会の会員として、前項の入会の手続をするものとする。

(県外異動)

第5条 所属していた都道府県歯科医師会を異にする就業所の移転の際は、県外異動の手続きを行うものとし、その手続き日から1年以内に新たな就業所を区域とする都道府県歯科医師会への入会が完了するものとする。

(記載事項変更の届出)

第6条 会員は、第3条に規定する入会申込書の記載事項に変更を生じたとき、次の方法ですみやかに本会に届出なければならない。

一 正会員及び都道府県歯科医師会に所属する準会員は、所属の郡市区歯科医師会を通じ、都道府県歯科医師会を経て届け出る。

二 直轄準会員は、本会に直接届け出る。届け出の方法は別途本会が指定する。

2 都道府県歯科医師会は、毎月末日現在の会員数を翌月20日までに本会に報告しなければならない。

(会費、負担金の徴収及び納入)

第7条 会員は、定款第8条第2項に規定する会費及び負担金を、他の規則に別段の定めのあるものを除き、次のとおり本会に納入するものとする。

- 一 正会員及び都道府県歯科医師会に所属する準会員は、所属する都道府県歯科医師会を経由して本会に納入するものとし、都道府県歯科医師会は、その所属する会員のために徴収して本会へ送金するものとする。
- 二 直轄準会員（ただし、別表2の第6種会員を除く）は、本会に直接納入するものとする。納入方法は別途本会が指定する。

第8条 都道府県歯科医師会は、前条第一号に規定する会費、負担金を受領するほか、その所属する会員のために立替えて本会に送金するものとする。

- 2 前項の会費、負担金は、他の規則に別段の定めのあるものを除き、その年度の5月31日までに本会に送金しなければならない。ただし、会費を分納する場合は、前期分は5月31日までに、後期分は11月30日までにそれぞれ送金するものとする。

(入会の時期による減額及び年度の途中で死亡・退会した会員の会費)

第9条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日以後入会した場合は、その年度の年額の2分の1の額とする。ただし、入会金及び負担金については、この限りでない。

- 2 9月30日までに死亡・退会した場合の会員の会費は、その年度の年額の2分の1の額とする。

(準会員に関する準用規定等)

第10条 都道府県歯科医師会に所属する準会員の入会、退会、身分喪失、戒告、除名及び会費、負担金については、定款第6条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条、第12条の規定を準用し、就業場所や異動については本規則第4条、第5条の規定を準用する。

- 2 直轄準会員の資格要件については定款第6条第1項第一文を、退会については定款第9条第2項及び第11条を、会費、負担金については第8条第2項を、戒告、除名については第12条の規定を各々準用する。
- 3 直轄準会員は、歯科医師の免許を失った場合、その時点で、本会の準会員たる身分を失うものとする。
- 4 定款第8条第1項は、いずれの準会員に対しても準用する。

(終身会員)

第11条 35年以上本会の会員であって、75歳以上に達した会員は、敬意を表するため終身会員とする。

- 2 前項に関する殊遇規程は、別に定める。

(都道府県歯科医師会の承認)

第12条 定款第6条第1項に規定する本会で承認した都道府県を区域とする歯科医師会とは、本会の

定款と抵触しない定款で設立された都道府県を区域とする歯科医師会であって、本会の理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(都道府県歯科医師会との取り交わし)

第13条 本会と都道府県歯科医師会との連携を図り、定款第3条及び第4条を実現するために必要に応じて協定書を取り交わすこととする。

(代議員選出の員数)

第14条 定款第14条第2項の代議員数は、代議員改選年の前年9月末日現在の本会正会員数で決める。

(地区制)

第15条 会務運営の円滑を期するため地区制を置くことができる。

2 地区制は当分の間次のとおりとする。

北海道・東北地区

北海道 青森県 岩手県 秋田県

宮城県 山形県 福島県

関東地区

茨城県 栃木県 群馬県 千葉県

埼玉県 神奈川県 山梨県

東京地区

東京都

東海・信越地区

長野県 新潟県 静岡県 愛知県

三重県 岐阜県

近畿北陸地区

富山県 石川県 福井県 滋賀県

和歌山県 奈良県 京都府 大阪府

兵庫県

中国・四国地区

岡山県 鳥取県 広島県 島根県

山口県 徳島県 香川県 愛媛県

高知県

九州地区

福岡県 佐賀県 長崎県 大分県

熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(規則の改廃)

第16条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 改正前の定款第6条第一号の都道府県歯科医師会は、改正定款第6条第1項但し書きに規定された都道府県歯科医師会とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（正会員の会員種別）

会員種別	就業形態等	摘要
第1種	診療所・病院・医育機関・介護老人保健施設等の開設者・管理者・歯科責任者等である歯科医師	第1種会員が終身会員となった場合は、当該診療所等に所属するその他の正会員のうち、1名をその責任者である第1種会員とみなす。 ただし、第2種会員のうち、公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師はこの限りではない。
第2種	1 診療所に勤務する歯科医師 2 公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師で本会の正会員の要件を満たす者	① 一診療所等に所属する正会員のうち、その責任者（管理者等を含む。）である第1種会員のほかは、第2種会員として本会の会費を減額することができる。 ② 第2種会員のうち、公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師は、勤務先が発行する在職証明書を毎年提出することによって、本会の会費を減額することができる。

別表 2（準会員の会員種別）

会員種別	就業形態等	摘要
第3種	1 公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師。ただし、開業している者を除く。 2 研究機関に勤務し診療に従事しない歯科医師	第3種会員は、資格確認として勤務先が発行する在職証明書を毎年提出しなければならない。
第4種	1 診療に従事しなくなった歯科医師。ただし、10年以上本会の正会員であって、長期の疾病、老齢その他の理由により所属都道府県歯科医師会を変更する場合において、経済上又はその他の理由により異動先の都道府県歯科医師会に入会することが困難である者で、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に本会の理事会で認定された者。なお、正会員になる以前に準会員であった期間がある場合は、その期間を通算できるものとする。 2 診療に従事しなくなった歯科医師。ただし、本会の準会員第3種であって、所属する機関を退職した者で、開業せず、かつ、診療に従事し	第4種会員に該当する者を認定するについては、必要に応じて所属都道府県歯科医師会長の意向を徴さなければならない。

	ないことを条件に本会の理事会で認定された者。 3 診療に従事しなくなった歯科医師。ただし、本会の正会員であって、長期の疾病、老齢その他の理由により、当該郡市区歯科医師会を退会し、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に所属する都道府県歯科医師会の理事会で都道府県歯科医師会の準会員として認定された後、本会の理事会で認定された者。	
第5種	1 診療に従事しなくなった歯科医師。ただし、本会の終身会員であって、長期の疾病、老齢その他の理由により所属都道府県歯科医師会を変更する場合において、経済上又はその他の理由により異動先の都道府県歯科医師会に入会することが困難であり、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に本会の理事会で認定された者。 2 診療に従事しなくなった歯科医師。ただし、本会の終身会員であって、長期の疾病、老齢その他の理由により、当該郡市区歯科医師会を退会し、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に所属する都道府県歯科医師会の理事会で都道府県歯科医師会の準会員として認定された後、本会の理事会で認定された者。	第5種会員に該当する者を認定するについては、必要に応じて所属都道府県歯科医師会長の意向を徴さなければならない。
第6種	歯科医師法第16条の2第1項に基づく臨床研修中の歯科医師	第6種会員に該当する者の入会は、歯科医師法第16条の2第1項による臨床研修中の間であって、第6種会員の身分は入会年度の翌々年度までとする。